

第 412 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和元年 11 月 18 日（月） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 20 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 1-3

3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 412 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

課長補佐 それでは、御報告申し上げます。本日は、委員定数 18 名のうち 18 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数、全委員の 3 分の 2 または、各側 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 本日の議事録の署名は、審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私が、労側委員は田代委員、使側委員は杉崎委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。議事（1）「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について」の審議を行います。

特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御検討をいただいてきましたが、検討委員会での結果が得られたとのことです。委員長白石委員より報告書の提出がありました。これについて報告をお願いします。

白石委員 それでは、報告させていただきます。まず、事務局より報告書を読み上げてください。

主任賃金指導官 それでは、読み上げさせていただきます。

（報告書朗読）

白石委員 検討委員会の審議経過について御報告いたします。東京地方最低賃金審議会では、令和元年 8 月 21 日に東京労働局長から諮問された、鉄鋼業ほか 2 業種に係る特定最低賃金の改正決定、及び電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金決定の必要性について、検討委員会を設置し、審議を行うこととしました。

これを受けて、検討委員会では、4回にわたって審議検討を行ってきたので、その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は、8月28日に開催し、検討委員会での検討の進め方について協議を行いました。

第2回検討委員会は、9月10日に鉄鋼業最低賃金、はん用機械器具等製造業最低賃金及び輸送用機械器具製造業最低賃金について、第3回検討委員会は、10月7日に電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第3回検討委員会では、労使各側2名、計4名の参考人から意見聴取を行いました。

御協力をいただいた参考人の皆様には、改めて感謝の意を、労使各側委員からお伝え願います。

そして、第4回検討委員会は、10月31日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労側委員からは、特定最低賃金の改正の必要性有りとの観点から、セーフティーネットの役割を果たす地域別最低賃金と異なり、特定最低賃金は基幹労働者の労働条件の向上を目的としており、その役割が異なること、魅力ある産業の育成と優秀な人材の確保の必要性があること、労働協約対象労働者だけでなく、未組織労働者の賃金水準の底上げ効果があること等が主張されました。

一方、使側からは、特定最低賃金の改正の必要性無しとの観点から、東京都の地域別最低賃金は、1,000円を超える水準にあり、全国の特定最低賃金を上回っていること、業界の垣根が無くなってきているボーダーレスの時代において、特定最賃のような業種別の最低賃金を決定する必要がないこと、中小企業は、価格転嫁ができない状況の中、やむを得ず賃上げを行っていること等の主張がなされました。

労使双方の主張の相違点をめぐって真摯な結論を展開したところですが、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった4業種の特定最低賃金の改正決定又は決定の必要性の有無について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。

ありがとうございました。

ただ今、白石委員から特定最低賃金改正等の必要性について、検討委員会の経過及び委員会報告について報告をいただきました。これらについて、各委員から御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。労側委員からありますか。

都留会長

田代委員 今、白石委員の検討委員会の報告の中で、必要性ありとの決定を行うことについて、全会一致での結論に至らなかったということは非常に残念ですが、特定最賃に至っては全会一致というのが原則になっておりますので、やむを得ない結果であると思っております。この間、真摯に使側の方々とも議論させていただきました。公益委員の皆様には御調整いただきましたことに、感謝を申し上げます。

また、特定最賃は当該労使のイニシアティブで決定するという特性から、当該労使での議論を、方式は別にいたしまして、来年度以降は行っていきたいと思っております。

いずれにしても真摯に議論させていただきましたので、本当にありがとうございました。

吉岡委員 私も同じ労側ですが、特定最賃は労使のイニシアティブというところでの議論ということですが、代表される使用者側の業界団体という形になっても、それがなかなか特定できないという実際の難しさがあるということも踏まえながら、例えば、比較的その辺のところはまとまっているような鉄鋼など、個別でどのような形で議論がこれからできるのかということも踏まえながら、今回は皆様には色々な意味で真摯に御議論いただきました。

使用者側の皆様の御意見も踏まえながら、今度は我々としてもこの辺の特定最賃の在り方と、申出のやり方等について、もう一度考えを新たにさせていただければと思っております。今年度につきましては、先ほど白石委員の方から御報告がありましたとおり、残念ではありますが、私どもとしても今回の件については承知をさせていただければと思っております。

都留会長 ありがとうございます。労側委員の他の委員から御発言ありますか。よろしいですか。使側委員から何か御発言ありますか。

海老澤委員 先ほど白石委員が御報告していただいたとおりで、付け加えることはございません。

都留会長 他の使側委員の方で御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、いくつかの御意見もございましたが、申出のありました4業種の特定期間最低賃金の改正決定及び決定の必要性について、検討委員会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

都留会長 それでは、御了承いただきましたので、ただ今の結論に基づきまして東京労働局長あて、答申したいと思えます。答申については私と事務局で用意しますのでしばらくお待ちください。

それでは、これから答申文（案）を配布いたします。

（答申文（案）配布）

主任賃金指導官 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）朗読）

都留会長 ありがとうございます。この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長 異議なしとのことですので、答申文を局長にお渡しします。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

賃金課長 ここで、土田労働局長より御礼を申し上げたいと思えます。

局長 ただ今、会長から令和元年度の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。8月21日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。各委員の皆様方には引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

都留会長 ありがとうございます。

それでは、議事（2）「その他」ですが、何かございますか。ないようでしたら、これで本日の審議予定はすべて終了いたしました。これまでの皆様の多大な御協力に対し深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

賃金課長 最後に事務局から連絡事項としまして、次回の開催日程につきましては、日程が決まり次第、事務局から皆様に御連絡させていただきますので、

よろしくお願いいたします。本日はお疲れ様でした。